

伊勢原市農業近代化資金等利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者に対する長期かつ低利な資金の融資を円滑にし、もってその経営の合理化及び近代化の促進に資することを目的とし、農業者に農業の近代化及び経営の合理化をするための資金を貸し付けた融資機関又は農業者に対し、利子補給金等を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 融資機関とは、湘南農業協同組合等又はその受託機関をいう。
- (2) 推進会議とは、伊勢原市特別融資制度推進会議設置要領（平成7年11月9日施行）に基づき設置された特別融資制度推進会議をいう。
- (3) 農業経営改善計画とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により本市の認定を受けた農業経営改善計画をいう。

(利子補給の対象とする資金の種類)

第3条 利子補給金等の交付の対象とする資金は、かながわ都市農業推進資金利子補給要綱（平成19年4月1日農振第105号）により神奈川県知事が利子補給の承認をした資金（以下「農業近代化資金等」という。）とする。

(利子補給率及び交付期間)

第4条 利子補給金等の補給率は年2パーセント以内とする。

2 利子補給金等の交付対象とする期間は、当該資金に係る返済据置期間及び据置期間後5年間とする。

(利子補給金等の算定方法)

第5条 利子補給金等の算定は、次に掲げる方法による。ただし、計算した額に100円未満の端数が生ずるものにあつては、これを切り捨てるものとする。

- (1) 毎年1月1日から12月31日までの期間（以下単に「期間」という。）においてその期末における融資額（期間中途の融資額、償還期限の到来した融資額及び融資をした日と償還期限が同一期間内の融資を除く。）に当該利子補給率の割合で計算した金額
- (2) 期間の中途において行った融資（融資をした日と償還期限が同一期間内の融資を除く。）については、融資額にその融資の日から期末までの期間につき当該利子補給率の割合で計算した金額
- (3) 期間内に償還期限の到来した融資（融資をした日と償還期限が同一期間内

の融資を除く。)については、期首からその償還期限到来までの期間（償還期限前に償還した場合については、その期間）と、償還期限翌日から期末までの期間につき各々の融資残高に当該利子補給率の割合で計算した金額

- (4) 融資をした日と償還期限とが同一期間内の融資については、融資を実行した日からその償還期限到来までの期間（償還期限前に償還した場合については、その期間）と、償還期限翌日から期末までの期間につき各々の融資残高に当該利子補給率の割合で計算した金額

(利子補給金等の交付)

第6条 農業近代化資金等に係る利子補給金の交付は、市長と融資機関との間に締結する利子補給金交付契約書により行うものとする。

(利子補給金等の返還等)

第7条 市長は、融資機関、利子補給金等に係る融資を受けた者が次の各号に該当する場合には、既に交付した利子補給金等の全部若しくは、一部の返還を命じ、又はその支給を打ち切ることができる。

- (1) 借入れた資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (2) 融資に係る事業等の施行方法が不相当と認められたとき。
- (3) その他この要綱又は利子補給金交付契約に違反したとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、利子補給金等の交付に関し、必要があると認めるときは、融資機関又は当該融資を受けた者に対して報告を求め、又は職員を持って調査を行わせることができる。

- 2 融資機関又は当該融資を受けた者は、前項に基づく報告、調査にあたっては、これを拒み、若しくは虚偽の申し出をしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和47年4月1日以降借入れたものであって、昭和50年4月1日において据置期間が残存するものから適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和62年4月1日以降に貸付けられたものから適用し、昭和62年4月1日前に貸付けられたものにあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成元年4月1日以降に貸付けられたものから適用し、平成元年3月31日前に貸付けられたものにあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成22年4月1日以降に貸付けられたものから適用し、平成22年3月31日前に貸付けられたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月15日告示第6号）

この要綱は、公表の日から施行し、令和2年4月1日以降に貸付けられたものから適用し、令和2年3月31日前に貸付けられたものについては、なお従前の例による。